



日田市規則第45号

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月3日

日田市長

棕野美智子

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和50年規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（受給資格の申請） 第2条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、日田市重度心身障害者医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であることを証する書類 (3) 略 2 略	（受給資格の申請） 第2条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、日田市重度心身障害者医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 医療保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であることを証する書類 (3) 略 2 略

(支給の申請)

第7条 略

2 保険医療機関等において、受給者が受給者証及び第2条第1項第2号に掲げる書類を提示して保険給付を受けた場合は、大分県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、前項の申請があったものとみなす。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(支給の申請)

第7条 略

2 保険医療機関等において、受給者が受給者証及び被保険者証等を提示して保険給付を受けた場合は、大分県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、前項の申請があったものとみなす。

